

1 保健・医療の充実

1-1 健康的な生活習慣づくり

現状と課題

脳卒中後遺症、視覚障害、腎機能障害等の中途障害を予防するために、本市では、平成 25 年度から健康づくり計画の一環として、生活習慣病対策を行ってきました。具体的には健診から始まる健康づくりとして、健診受診勧奨や健診結果に基づく保健指導の実施、平成 28 年度からは「いきいき健康チャレンジ事業*注」を開始し、市民の生活習慣の改善や健康づくりを応援する取組を行っています。

これらの取組は、中途障害の予防だけでなく、障害者の生活習慣病予防や健康づくりにも重要な取組といえます。今後も、健診結果を健康づくりに活用するという意識を高め、市民自ら生活習慣病の発症や重症化を予防することができる取組を進めていく必要があります。

また、これまで障害者団体等からの依頼を受けて健康講座も実施してきました。しかし、すべての障害者に健康づくり情報が届き健康的な生活習慣づくりができるための取組は十分とは言えない現状があります。今後は障害者に関わる関係機関の支援者が精神・身体両面からの健康管理についてさらに理解を深めることができるような啓発等を行うことで、障害者の健康の保持増進に向けた支援を充実していく必要があります。

今後の方向性

○ 健診から始まる健康づくりの推進

健診の受診率向上を図るとともに、市民が健診結果を健康づくりや生活習慣病の発症や重症化予防に活用できるように、医療保険者等関係機関との協働による啓発や医療機関と連携した保健指導の取組を行っていきます。

○ 健康づくり活動の推進

障害の有無にかかわらず、生活習慣病の改善の必要性に気づき行動を起こすことができる環境づくりを目指し、いきいき健康チャレンジ事業等、関係機関と協働による取組を進めていきます。

○ 関係機関の支援者への啓発や情報提供

依頼に応じて実施する健康講座を継続するとともに、関係機関の支援者を対象として精神・身体両面の健康管理や健康的な生活習慣づくりについて啓発や情報提供を行う機会をつくることで、障害者の健康の保持増進への支援を充実していきます。

事業等

- ・国保特定健康診査(保険医療課)
- ・各種健康診査(健康増進課)
- ・保健指導・健康講座(健康増進課)
- ・いきいき健康チャレンジ(健康増進課)
- ・関係機関への研修等(障がい福祉課・健康増進課)

*注 いきいき健康チャレンジ事業

「チャレンジ目標(①体重測定②血圧測定③8,000 歩歩く④連続週2日休肝日をつくる⑤禁煙の中から)を1つ決め、3か月実践し記録する」という高知市保健所が取り組んでいる健康づくり事業。

1-2 保健・医療・福祉の連携

【難病患者への個別支援の充実】

現状と課題

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が、平成 27 年1月に施行され、110 疾病が特定医療費助成(指定難病)の対象となり、平成 29 年 4 月には 330 疾病まで拡大されました。

本市では、法施行前から、医療費助成の新規申請で来所した患者及びその家族に、保健師が面接し、療養相談を実施してきました。平成 27 年6月からは、新たに難病相談支援員を配置し、来所申請をする人全員に面接できる体制を整えました。面接後、継続的な対応が必要な場合には、保健師等が訪問して個別支援をしています。また、専門医(神経難病)による難病相談や学習会を実施することで、難病患者や家族だけでなく、支援者についても在宅生活に必要な医学的助言を受けられるよう取り組んでいます。筋萎縮性側索硬化症(ALS)の患者、ご家族の交流会も年 1 回開催しています。

一方、小児慢性特定疾病児童等への支援については、平成 27 年度から、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を NPO 法人高知県難病団体連絡協議会に委託し、ピアカウンセリングや交流会も交えながら相談に応じています。

いずれの支援においても、医療機関や平成 27 年4月に県が開設した「こうち難病相談支援センター」等の関係機関とも連携をとって対応しています。

平成 29 年度には、保健所に「難病対策地域協議会」を設置し、難病の患者を支える保健、医療、福祉、就労等の様々な関係機関と協議を行っています。

今後の方向性

○ 相談窓口の周知と個別支援の充実

特定医療費受給者の相談窓口として、保健所を更に周知していきます。小児慢性特定疾病についてもより相談しやすい環境を整備していきます。個別支援にあたっては、保健、医療、福祉、就労等多岐に渡る個別の課題に対応できるよう、理学療法士等の専門職や他の機関と連携をとることで充実していきます。

事業等

- ・難病患者の療養相談, 支援(健康増進課)
- ・小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(子育て給付課)

【障害のある人と子どもの歯科保健の充実】

現状と課題

障害のある人と子どもの歯科保健の推進のためには、本人や家族、関係者の歯科保健に関する意識の向上が必要です。

本市では、口腔保健支援センターが、関係各課や関係機関と連携して、乳幼児期からの口腔衛生習慣の確立や予防的意識の向上のための啓発や支援を行っています。

また、人材育成の取組として、口腔保健支援センターから市歯科医師会へ委託して、地域の歯科医療機関の歯科専門職を対象とした実習中心の研修を実施し、平成26～28年度に延べ43歯科医療機関に従事する歯科医師、歯科衛生士が研修を修了しています。

今後の方向性

○ 口腔保健支援センターにおける支援体制の充実

高知市口腔保健支援センターでは、障害のある子どもの乳幼児期からの歯科保健に関する支援を関係各課や関係機関を通じて働きかけを行うとともに、障害のある人や子どもが専門歯科医療機関のみでなく、身近な地域の歯科医療機関にも歯科受診できるよう、今後も市歯科医師会等の取組と連携していきます。

事業等

- ・口腔保健支援センター（健康増進課）

5 家族支援の充実

～家族が障害のある人・子どもとともに地域で安心して暮らすために～

現状と課題

平成 29 年度に実施した「高知市障害等のある人の支援に関する調査」からは、生活するうえでの支援を実施している主介護者は、父母が 35%、配偶者が 21%となっており、その主介護者の身体的・精神的健康状態は、障害のある人の年齢が高くなる程、やや不調・不調と回答した人が増加していることが分かりました。また、平成 29 年度に実施した「高知市障害等のある子どもの支援に関する調査」からは、介護が理由で就労できない保護者が 7%いることが分かりました。

親の高齢化や親亡き後を見据え、障害のある人や子ども本人への支援だけではなく、家族のニーズも念頭においた支援ができる、広い視野と専門性を持つ人材の育成が必要であるとともに、本人・家族の生活基盤を支える生活支援サービスの確保が必要です。

保健・福祉・保育・教育等、関係機関の連携を強化し、障害のある人や子どもとその家族が地域で孤立しないような支援が必要です。

今後の方向性

次の施策において、それぞれの家族の状況に応じた支援の充実を図ります。

2 生活支援の充実

2-1 新たな相談支援体制の構築

2-2 生活支援サービスの充実

2-4 社会参加・いきがいつくりの促進

4 療育・保育・教育における切れ目ない支援体制の充実

4-1 地域連携体制の充実

事業等

上記の施策における事業等を参照